



## 助成を受ける方法（窓口申請）

下記①～④に該当する場合は受診後、支払った領収書を石垣市こども家庭課の窓口へ提出し、申請してください。

- ① 自動償還方式の取り扱いがない医療機関で受診した医療費
- ② 県外で受診した医療費
- ③ 受給者証未提示で受診した医療費
- ④ 治療用具（コルセット等）の作成等の医療費

※ 領収書は原本を提出していただきます。領収書には、保険点数が記載されていて、領収印が押されているもの、また、医療費とその処方薬代の合計が千円を超える領収書が対象となります。対象外の領収書はその場でお返し（又は、後日郵送にて返付）いたします。

外来受診分の支給は、毎月月末までに申請いただいた分を翌月末日、入院費の支給は申請月の2ヶ月～6ヶ月以降の月末に支給予定となります。

※ 健康保険証を提示しないで受診し、医療費を10割支払った場合、または補装具等を購入した場合の現金給付申請については、健康保険組合が発行する保険給付金支給決定通知書、診断書（補装具のみ）も必要です。詳細はお問い合わせください。

### 【高額な医療費が発生した場合（入院等）】

・医療費の自己負担額が高額（21,000円以上）となった場合は算定確認のため支給までに半年程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

・高額療養費や附加給付金等の確認のため、石垣市こども家庭課より確認のご連絡（通知等）をさせていただく場合がありますので、ご協力お願い致します。

・母子及び父子家庭等医療費助成金を支給後に高額療養費等が判明した場合、返納へのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。

## ＜ 申請期間 ＞

・診察日の属する月の翌月1日から2年を経過した領収書は受付できません。

## 届出の義務（更新の手続き）

・受給者は、毎年8月1日～8月31日までの間に現況届の手続きを行わなければなりません。  
・現況届をしないと引き続き受給資格があっても11月以降の医療費の申請が受付出来ません。  
・現況届を提出しないまま2年を経過すると、時効により受給資格がなくなりますのでご注意ください。

## 届出が必要な場合

- 婚姻（事実婚を含む）により、ひとり親でなくなったとき
- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険に変更があったとき
- 登録した口座を変更したとき
- 同居者が増えたとき、または減ったとき
- 生活保護の開始や廃止、停止があったとき
- 市外へ転出するとき

など対象者に何らかの変動があった場合は届出が必要です。



### 問合せ先



石垣市役所 福祉部

こども未来局 こども家庭課 給付係

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

TEL (0980) 87-0771 (直通)

FAX (0980) 82-8055